

行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月23日

行方市長



## 行方市条例第1号

行方市職員の給与に関する条例及び行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(行方市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 行方市職員の給与に関する条例(平成17年行方市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条第6項を次のように改める。

6 55歳(市規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市規則で定めるもの)を超える職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が卓越して優秀である場合、非常に優秀である場合又は優良である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて市規則で定める基準に従い決定するものとする。

第16条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「別表第3に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、同表に定める額」を「支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市規則で定める額」に改め、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市規則で定める場合にあつては、その翌月)」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「，」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が市規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(市規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない

範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第31条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第3を削る。

(行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 行方市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(令和元年行方市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。